

◆◆◆高松家庭裁判所委員会（第1回）議事概要◆◆◆

1 日 時

平成15年11月18日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

石田八千代，和泉正敏，井村弘子，岩本仟子，遠藤美智代，大塚昭男，近藤浩二，名和敏延，平尾満知子，宮武章三，渡辺朋之，平井範明，加藤敏員，溝淵勝，熱田康明

(2) 事務担当者

新井事務局長，義満首席家裁調査官，高畑首席書記官，井上総務課長，高木総務課課長補佐，増田庶務係長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員紹介

(3) 委員長の選任について

○ 家庭裁判所委員会は，裁判所運営について，広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきであるとの司法制度改革審議会の意見を受けて制度化されたものである。当初最高裁は前向きの姿勢を見せていたが，現在はガード気味で，全国一律対応の動きが見る。委員会は裁判所の諮問に応えるとともに，裁判所に意見を述べるというスタイルであるので，裁判所の所長が委員長になってリーダーシップをとることが正しいのかという問題がある。また，委員長が議長を兼ねることについてもどうかと思う。

なお，道路公団改革等の審議会では役人が委員長になることはない。

○ 委員会で一般人が委員長としてリーダーシップをとってやっていけるか疑問に思う。委員会では委員が自由に意見を述べるが一番大切である。そうすることによって，この意見を裁判所の運営に反映させることができる。

委員長は議論の交通整理をする役割を担うので，所長が委員長になっても差し支えない。学識経験者委員が自由に意見を述べ，法曹委員は法律家の立場から参考意見を述べて学識経験者委員にアドバイスする役割が求め

られている。以上から、委員長は溝淵委員が相応しい。

- 委員会の諮問事項や権限は明確でない。広く意見を聴いて、裁判所の運営を改善していくことが委員会の目的であるから、運営の主体である裁判所の所長が委員長になる方がスムーズに進行する。
- スタート時には所長が委員長を務めるのが相応しい。委員長人事については、15人という小回りのきく委員数であるから、必要があれば、将来見直したらよい。
- 所長が委員会で進行やとりまとめをせずに自由に発言できるようにするため、同じ裁判官委員である熱田委員が委員長になることでどうか。
- 委員会の目的は高松家庭裁判所の運営について委員から広く率直な意見を聴くことにあるので、同裁判所の運営責任者であり、支部、出張所を含む全庁の状況を把握している所長が委員長に相応しい。また、委員会の事前準備、当日の進行、開催後の対応を統一かつ継続的に運営していく必要があるため、この面からも所長が相応しい。

[その他所長が適任との意見多数]

- 溝淵委員が委員長という意見が多いので、溝淵委員に委員長をお願いする。

[異議なし]

(4) 委員長代理の指名

熱田委員が委員長から委員長代理に指名された。

(5) 議事運営事項について

ア 部会の設置

- 大規模庁では部会を設置することがあるが、当庁規模の裁判所では必要ない。
- 委員全員で議論する方がよい意見が出る。部会は必要なときに設置すればよい。
- 部会は設置しないことでよろしいか。

[異議なし]

イ 委員会の公開

- 一般公開は、物理的に無理があるので、他の方法による公開を考えたらよい。
- 本日の朝日新聞に地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会に関する対談記事が掲載されていた。このようにメディアは注目しているので、広報を行うことはよいことだと考えるが、一般公開は難しい。

○ 司法制度改革審議会において、公開については、議事はプレスに公開して、議事録は一般公開するという方針が示されている。一般傍聴は費用対効果の観点から必要ないが、プレス公開は避けられない。

■ 一般公開はしないということによろしいか。

[異議なし]

- 報道機関に公開されると、意見が発言しにくい場合がある。議事録をホームページに掲載することには賛成である。
- 公開するときは、カメラを委員個人に向けることを禁止するなど条件を付けてもらいたい。
- 取材に条件を付けることはタブーである。
- 報道機関が入ると、緊張して、言いたいことも言えなくなるおそれがある。
- 一般的には冒頭部分のみ報道機関を入れる場合が多い。
- 冒頭の1分だけカメラが入り、議事終了後にスポークスマンが議事内容を説明するのが一般的である。委員個人の発言内容は通常は掲載されない。
- フリーに発言できるかどうか重要である。特定の機関の役職にある者がこう言ったと報道されると、差し障りのあることもある。
- 私個人の意見と断って発言すればよい。
- 裁判所に関係のない人も委員になっている。委員会は国民の意見を裁判所の運営に反映させることを目的としているので、本音の言える方法で行いたい。議事の中にはプライバシーに触れることもあるので、それを保護する形で議事概要を作成して、ホームページで公開するとよい。
- 杞憂である。プライバシー保護については、プレスもわきまえている。
- 議事の概要を掲載すると、事務局が手を加えていると思われる。内容が漏れたら困るところは、非公開にするとよい。公開されているからとか、カメラが入っているからと言って、意見が言えないというのはおかしい。
- プレスはだれがどう言ったということは載せない。
- この委員会は市民によく知られていないので、まずマスコミに知ってもらう必要がある。
- プライバシーが問題になるときは、報道機関に席を外してもらったらよい。
- この委員会で決められたことが直ちに市民の生活に反映するというも

のでない。変な質問もしながら理解を深めていって、意見が述べられる場にしたい。報道機関に全面公開されると、発言することに勇気がある。十分な知識がないと、質問もしにくい。カメラは冒頭撮りにして、終了後にレクチャーか記者会見をして、議事録に類するものをホームページで公表するとよい。

- 委員は各分野から選任されているので、できる限り各委員が自由に発言できる形で運営したい。
- 公開の基準を真ん中より下にしばってはいけない。
- 非公開にするのは秘密を守るためでなく、自由に発言できるようにするためである。
- フリーに意見が言える環境を作ることが大事である。
- だれに聞かれても恥ずかしくない意見を言えばよい。
- 委員はそれぞれ立場があるが、責任を持って就任している。状況を見ながら最終的には公開しようという姿勢で始めるとよい。
- 公開すべきことは公開すべきと考えるが、状況によっては記事に色が付けられるおそれがある。
- 裁判所は全国的に同じような方式で行おうとしているが、時代の流れに逆行すると国民の信頼を失う。
- 報道機関には冒頭部分を公開して、報道機関から希望があれば、委員会終了後に委員長が説明することによろしいか。また、議事概要の原案を委員に配布して、各委員の了解を得た上で、ホームページに載せることによろしいか。

[異議なし]

ウ 開催回数

- どのようなことが議題となるのかわからないので、何回がよいかはわからない。
- 回数は何を諮るかということに関係するが、年間2, 3回が適当である。
- 委員全員が集まるのは、年間2, 3回が限度である。年6回は大変である。
- 年間2, 3回が適当である。それ以上集まらなければならないほど議題はないと思う。1回の会を密度の濃いものにすべきである。
- 毎月は大変である。早めに日程を調整して、年間2, 3回がいい方だと思う。1回の時間が長くても回数が少ない方が日程調整がしやすい。

- 半年先の開催では休眠会である。やる気があれば、3、4か月に1回はすべきである。
- 原則として半年に1回開催することにして、テーマがあれば4か月に1回ぐらいの割合で開催してはどうか。
- 全員出席しなくてよいのであれば、年間3、4回以上でもよい。
- 委員会の開催を基本的には年間2回とし、その間に勉強会を1回入れることでどうか。

[異議なし]

エ 意見交換テーマの設定

- 各委員のアンケート結果を踏まえて、次回委員会における意見交換テーマを、(1)新庁舎落成式について、(2)利用しやすい施設等について、(3)受付相談窓口の充実について、とすることでよろしいか。

[異議なし]

- 家庭裁判所のパンフレットはいかめしくて文字が多い。見るだけでわかるように工夫されたい。「受付相談窓口の充実」というテーマは、もっと広がりのある表現にされたい。

- 次回の意見交換テーマについて、資料を事前に配布することとする。

オ 新庁舎移転に伴う記念行事

- 平成16年3月に予定されている新庁舎移転に伴う記念行事として、市民参加型の記念行事を開催したいと考えているが、どのようなことをすればよいか。

- 調停協会の協力を得て、無料調停相談会を開催してはどうか。
- 検察庁では中学生を対象として模擬取調べを行った。職員が被疑者となって、中学生が検察官のアドバイスを受けて取り調べをした。模擬少年審判も考えられる。
- 弁護士会が行う裁判傍聴とタイアップするとよい。弁護士会の協力を得て、法律相談会を開催してはどうか。
- 家庭裁判所で行う手続は非公開で、実物を直に見ることができないので、飛び入り参加を前提とする模擬家事調停を行ってはどうか。
- 市民が法服を着て法廷で写真撮影をすることができるようにしてはどうか。記念行事を宣伝するため、ポスターやちらしを作る必要もある。
- 記念行事のときには裁判所の駐車場を開放することを検討してはどうか。

- 記念行事の骨格ができたら委員に示すことにする。

(6) 概況説明

ア 組織等

事務局長が説明した。

イ 家庭裁判所の沿革

首席家裁調査官が説明した。

(7) 次回期日

平成16年4月15日(木)午後1時30分から当庁において開催することになった。